別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三（第四条関係）

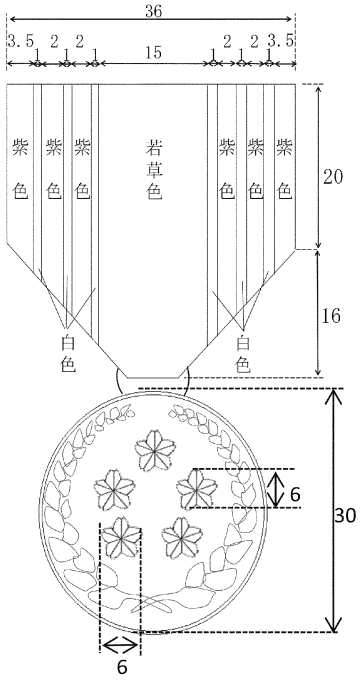
一　制式

章	地	金　真ちゆう
	表面及び裏面	金色
綬	金属芯に絹及び化学繊維の交織織物を巻いたものとし、色は、図のとおりとする。	

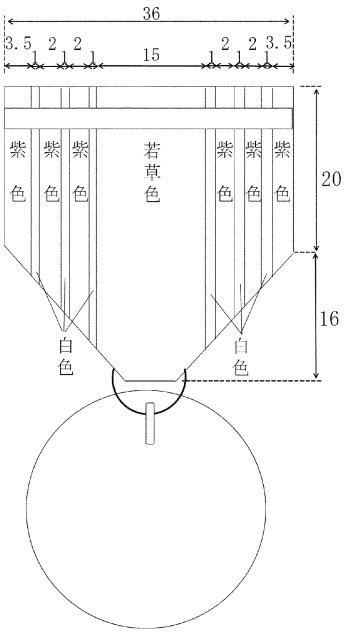
二　形状

数字は、寸法を示し、単位は、ミリメートルとする。

（表面）



（裏面）



附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年三月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六三

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則一―二の一部改正）

第一条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第二十六号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

（人事院規則一―五の一部改正）

第二条　人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（人事院規則一―七の一部改正）

第三条　人事院規則一―七（政府若しくはその機関又は特定独立行政法人と外国人との間の勤務の契約）の一部を次のように改正する。

題名、第一項及び第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（人事院規則一―九の一部改正）

第四条　人事院規則一―九（沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等）の一部を次のように改正する。

第九条中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

（人事院規則一―二四等の一部改正）

第五条　次に掲げる規則の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

一　人事院規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）第二条第一項

二　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）第二条及び第三条

三　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）第二条第一項第二号

四　人事院規則三―〇（事務総長の権限）本則

五　人事院規則八―一二（職員の任免）第七条の二第一項第二号、第十八条第一項第一号及び第七号、第三十条第一項第一号、第三十二条第一項第一号、第四十一条第二項並びに第五十五条第一号ハ

六　人事院規則八―一八（採用試験）第五条第一項

七　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十三条第二項第二号

八　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）第二条第二号ハ及びニ並びに第三号イ並びに第六条第一項第一号ハ及び第二号イ

九　人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）第六十八条

十　人事院規則一四―七（政治的行為）第六項第十二号及び第八項

十一　人事院規則一四―八（営利企業の役員等との兼業）第二項

十二　人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）第三条第一項

十三　人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）第三条第一項

十四　人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）第三条第一項

十五　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）第二条第一項